

かたくり通信

題字 by Saijo

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adjeunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード!)

40年超
老朽原発廃炉訴訟

名古屋地裁 国の判断寄り添い判決

by 小野寺恭子

2025年3月14日当日の判決言い渡しは、高浜原発が午後14時30分、美浜原発15時30分から始まった。傍聴席は満席。裁判官3人が入廷し、法廷内に緊張が走る。裁判官に一礼し、判決言い渡しを開始される。裁判長は淡々と判決主文を述べる。「……の原告らの訴えをいずれも却下する」「その余の原告らの訴えを棄却する」と聞こえてくる。却下と棄却(すなわち門前払い)があるのか。早口で朗々と述べる内容は、規制委員会、国の主張を安易に認める内容であることが分かり、傍聴席から「しっかり判断したのか!」「歴史が見てるぞー!」等、何人もが



今号の主な内容

- ▼40年超老朽原発名古屋地裁判決・・・1～4
- ▼関電新ロードマップ 知事容認・・・4～8
- ▼学習会報告 核燃サイクルの破綻他・8～13
- ▼福井・石川県&核燃サイクルの訴訟・・・13～18
- ▼新聞スクラップ・・・・・・・・・・19～20

「それでいいのか!」の怒りの声があがる。私は隣に座っていた菅野みずえさん(福島県浪江町から兵庫県へ避難されている原告の一人)と顔を見合わせる。声に出して叫びたいが、言いたい言葉が即出てこなくてもどかしい。あちこちからの傍聴席から拳がった声を聴いて、裁判長は「朗読を中止しますよ!」と苦言を発する一コマもあった。15分ほどの判決言い渡し後に閉廷。私は身体の力が抜けながら法廷を後にした。

◆報告集会での原告コメント

■山本雅彦さん(福井県敦賀市在住、元原発関連の技術者)

「怒りがこみ上がって来る。本当に自分で考えて判決を書いてほしいと思った。我々の主張をどう受け止めたのか直接質問してみたかったが、裁判長は要旨を読み上げるとさっさと退場された。「震源極近傍」を250mと言い切っていた点が特に酷いと思った。私自身は原発の定期検査に携わってきた技術者ですが、阪神淡路大震災以降は地震に関心を持って取り組んできた。今回の判決の中に能登半島地震や東日本大震災をどう捉えるかという裁判官としての判断を聞きたかったが、それについての言及はなかった。1995年以降、5回も6回も基準地震動を超える大きな地震動が観測されているにもかかわらず、これについての判断が示されなかったことは非常に残念だ。原子力規制委員会の判断に間違いはないのだと言わんばかりの判決だったと思う。こういう判決を許さないという闘いをもっと国民に広げていかないといけないと思った。」

■松下照幸さん(福井県美浜町の町議)

「国や電力会社にインプットされた、ロボットのような判決という印象。彼らの論理が正しいのならば、事故やトラブルは起きなかったはずだ。美浜町に住んでいると、末端の作業員の人たちから、電力会社の社員は高被ばくのエリアには入らないという話を聞いた。美浜で原発反対運動をやって50年、さまざまな恫喝や嫌がらせを受け続けてきた。核燃料サイクルは、もんじゅを諦めた時点で破綻しているにもかかわらず、今日の判決では核燃料サイクルが回っていると言っていた。今回の判決は非常に悔しいが、高裁でそれを晴らしたいと思う。これまでも負けたことで、その理不尽さに皆怒って力に変えてきた。今回の判決もそういう判決だと思うので、皆さんと力を合わせて頑張っていきたい」

■石地優さん(福井県若狭町で農業に従事)

「福井県では今使用済み核燃料が大きな負担にな

ってきて、今度の県議会で自民党の会派が、やはり今回も「知事にお任せします」ということで、たぶん知事は経産省と関電社長と面談してロードマップに実効性があると認める判断を近々出すと思われる。しかしこれにはアキレス腱があって、使用済み核燃料の搬出先は六力所村の再処理施設と、中間貯蔵施設と、フランスへの搬出の三つだが、それぞれに問題がある。六力所再処理施設は27回延期しているが、今回のロードマップ承認は延期がないことを前提にしている。再処理工場が稼働しなかったら、原発は止めざるを得ない。電力事業者も国も、行き詰まってしまうはずである。そうなった時には、関電の言いなりになってきた知事の姿勢も問われると思う。本当は司法が頑張っただけで止めてほしかったけれど、控訴審の判決が出るまでに現実問題が起きてくるということを踏まえて、多くの住民の皆さんにも事実を伝えることによって1日でも早く原発が止まることを願っている。」

■菅野みずえさん(福島県浪江町から兵庫県へ避難されている)

「今日は福島原発3号機が爆発した日です。11時過ぎに大きな爆発が響きました。私は息子を亡くしてしまったのではないかと思います。それから14年経って、あなたはこの裁判の原告の資格がないんだと言われて、そしてこの原発はちゃんと運転されているんだよみたいなことを司法に言われてしまう。原発事故って被ばくなんです、被ばく以外の何ものでもない。メディアの責任も大きい。被ばくについて何も報じていない。私たちは被ばくで逃げているんだということをまったくわかっていない。メディアの皆さんもそれに加担している。国土を被ばくさせない、国民を被ばくさせない、それを訴える私たちは一番の愛国者なんです。食糧自給率を下げる、田畑を汚すことに反対しているのは私たち住民。なのに、こんな不当な判決を受けることになってしまう。本当にこの国はどこへ行くんだと思いつつ、今日は本当に悔しくてなりません。でも控訴して頑張るしかない。右翼の人に言いたい。私は愛国者なんだ！国土と国富を守る！このような私たちを愛国者と言わずにだ

れが愛国者なんだ！裁判官、あなたは非国民だ！と思いつながら聞いていました。悔しくて悔しくてしょうがないですけど、原発を許してきた世代ですから、これも受け止めて頑張っていくしかないと思います。メディアの皆さん、原発事故は被ばくなんだと伝えてください。」

■草地妙子さん(老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会の共同代表)

「高浜 1 号機は 50 年を超えて運転されている。私たちが日常的に使う機器にも耐用年数があるのに、なんで原発だけ耐用年数を超えても大丈夫だということになってしまうのかと思います。原発が一番大事な部分を取り替えができないということで、部品の更新もできない古い原発をずるずると使わなければ、日本全体の原発がなくなっていってしまう、原発をなくさないためにどうしたらよいかが一番大事に考えられていることが、今日の判決からもうかがえる。まったく安全最優先ではありません。原発という「安全最優先」という枕詞が付くが、唱えているだけでは安全ではありません。私は今日、裁判長が最後に「原告の訴えには理由がない」と言われましたが、私が訴えている理由は福島原発事故の衝撃があるから。大人として原発事故を引き起こしてしまった、世の中みんな騙されていたとも言われるけれど、騙されていた責任というものがあると思う。私たちはもう二度と騙されてはいけない、国が安全だと言っても騙されてはいけないと、そういう思いでこの裁判の原告になりました。専門家の意見はいろいろありますよ。安全だという専門家もいれば、危険だと言う専門家もいる。私たち側の専門家が論破できなかったから負けたいな感じになってるのかなと思います。私たちが求めたのはそういうことではなくて、原子力規制委員会がもう二度と福島のような事故を起こしていけないという反省をもって安全を最優先に努力したかどうかということ判断してほしい。技術云々ではなくて、もっと根本的なことを裁判官には見てほしい。原子力規制委員会も今は安全に対して妥協する機関になっているし、今日の判決を出

した裁判官も安全には妥協する姿勢で判決を書いたと思います。それは、福島事故を経験した社会においては許されないことだと思います。今回こういう判決になりましたが、私たちはこんないかげんな規制は許さないという声を上げて、高裁でも頑張っていると思います。

◆電車の中での会話

福井へ帰宅する電車の中も怒りはおさまらない。松下さんは「核燃サイクルは機能しているという判決、まぬけな判決や。事実を事実と認めない、国と電力会社が入力した判決。数字が間違っていたり事実誤認があったりしてまさに不当な判決」。石地さんは「なんとも言いようがない。司法でも変えられないとこまできた。美浜原発の極近傍をどう考えるかが気になる。1 キロであろうと、敷地境界から600mであろうとも近傍でないとする根拠がわからない。根拠を示せばわかるが、根拠もない数字だけで結論が決まっている。規制委員会が安全といえば原発は大丈夫とするようなもの。裁判所の一番の役目は、規制委員会が正しいかどうかの判断のはず」と判決の不当性に対する怒りの中、3 人で「こんな判決出したら、どこかでまた事故が起きる！」

◆私が一番許せないこと

私が最後に許せない部分のひとつが、松下さんも言っていた美浜の判決要旨の最後のところで核燃サイクルに言及した部分だ。以下は判決要旨の引用。「我が国は核燃料サイクルを基本方針として、使用済み燃料は再処理をしてプルトニウム等を取り出してから最終処分することを原則とし、最終処分においてもこの基本方針を踏まえて制度設計をしており、高速増殖炉「もんじゅ」が廃炉となった後も、再処理の事業の変更許可処分が行われ、最終処分施設についても文献調査が実施されているなど、上記基本方針に沿った使用済み燃料の処理・処分に向けた取り組みは続

けられており、核燃料サイクルが破綻しているということではできないから、再処理をしていない使用済み燃料を放射性廃棄物から除外していることが不合理であるとはいえない」。そもそも1997年完成予定の再処理工場は完成が27回も延期されている。これが破綻でなくて何であろうか。国の判断に寄り添ったこんな判決を許してはならない。

行政事件訴訟法一口メモ

公権力の行使により、国民の権利利益が侵害されたとき(又は侵害されるおそれがあるとき)に、その救済を図ることを趣旨として1959年に制定された法律。国家賠償法、行政不服審査法、行政事件訴訟法を合わせて「救済三法」と呼ばれる。制定後の提訴件数は約2000件で、原告の勝率は10%前後とされる。国民の権利利益の救済の機能および違法な行政運営の是正の機能を十分に果たしていないという指摘もある。(ウィキ等を参照)

◆名古屋判決基本情報

この部分は編集子が判決要旨を基に、基本的な情報を整理しました。

●対象事件

関西電力の高浜原子力発電所1号機及び2号機、美浜原子力発電所3号機についての運転期間延長認可処分の取消請求、保安規定変更認可処分の無効確認請求、設置変更許可処分取消請求が対象事件となっている。

●裁判官

裁判長裁判官・劔持亮、裁判官・佐久間隆、裁判官・小野啓介

●却下と棄却の内訳

➡高浜については、原告101名中13名について訴えを却下、残りの88名については請求棄却。

➡美浜については、原告65名中13名について訴え

を却下、残りの52名については請求棄却。

●裁判所が取り上げた争点(高浜・美浜共通)

- ①原告適格
- ②判断枠組み
- ③地震に関する争点
- ④火山に関する争点
- ⑤中性子照射脆化に関する争点
- ⑥電気ケーブルに関する争点
- ⑦使用済み核燃料に関する争点

●却下と棄却の線引き(原告適格)

事故が起きた場合に年間実効線量20mSvの被ばくを強いられるおそれがある原告に原告適格があるとして、高浜については原子炉から170km以内に住む原告及び美浜については原子炉から110km以内に住む原告については原告適格があるとして、請求棄却、それ以外の原告については原告適格がないとして訴え却下とした。

●判決の結論(高浜・美浜共通)

「以上のとおり、地震、火山、中性子照射脆化、電気ケーブル及び使用済み燃料に関して、本件各処分に係る原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められないから、本件各処分が違法又は無効であるとはいえず、その他、原告らが種々主張するところをみても本件各処分が違法又は無効であるとはいえないことから、原告適格の認められる原告らの請求はいずれも理由がない。」

***P14に弁護士声明、P19～20に関連新聞記事。**

2025年春 既視感あふれる 福井県の新工程表容認!

福井県内の原発から発生する使用済み核燃料の県外搬出をめぐる、昨年(2024年)8月に関西電力は青森県六ヶ所村の再処理工場の完成目標の延期に伴い搬出の工程表が修正を余儀なくされることを公表。関電は2024年度内に新工程表の再提示を約束した。

そして今年(2025年)2月13日、関電は新工程表を福井県に再提示。福井県議会では、再処理工場の完成が27回も延期されていることなどから、新工程表の実効性に疑義を呈する議員もいたが、今年3月11日の県議会の予算決算特別委員会で、最大会派の自民党福井県議会は武藤経済産業相及び関電の森社長との面談で実効性の最終確認をするよう求め、是非の判断を知事に一任する意向を示した。3月24日に杉本県知事は、関電の森社長、武藤経済産業相と面談し、工程表に実効性ありと判断し、結果として美浜3号機、高浜1,2号機の運転継続を認めた。

■県外搬出を巡る経緯

県外搬出を巡るこれまでの経緯からおさらいをしたい。以下は、昨年(2024年)10月18日発行の本通信55号の「県外搬出を巡る経緯」に加筆修正。

- 1997年、福井県の栗田幸雄知事が、電力の消費地と痛みを分け合う意味で「県外立地を」を関西電力に要望。
- 1998年、関電が2010年までに県外に施設を整備する方針を示す。
- 2012年、当時の民主党政権が大飯3,4号機の再稼働の合意を福井県に要請。これに対して福井県の西川一誠知事は、「中間貯蔵施設は消費地を含め痛みを分かち合う」べきだと主張。
- 2015年11月、関電が2020年ごろに(県外保管施設の)地点を確定し、30年ごろ操業を始める計画を策定。
- 2017年11月、関電岩根茂樹社長は、福井県の西川一誠知事と面談し、「2018年中に(中間貯蔵施設の)計画地点を示す」と説明。西川知事は大飯3,4号機(福井県おおい町)を翌年1月以降に再稼働することに同意。
- 2018年12月、関電が候補地提示を「2020年を念頭に」へと先送り。
- 2020年12月、電気事業連合会が青森県むつ市の中間貯蔵施設を共同利用する案を提示。むつ市がこれに反発。
- 2020年12月、関電が2020年中の候補地提示を断念。
- 2021年2月、関電の森本孝社長は、「2023年末を最終期限として確定に取り組む」と杉本達治知事に報告。森本社長は梶山弘志経済産業相を交えた会談で、2023年末までに確定できなければ3基(美浜3、高浜1,2)の運転を停止すると約束。杉本達治知事は、関電の「覚悟」と国の「約束」を評価。
- 2023年6月12日、関電はプルサーマルによって生じた使用済みMOX燃料を2020年代後半にフランスへ搬出計画を公表して、このような搬出が、「中間貯蔵施設と同等の意義があり、福井県との約束は果たされた」と主張。経産省も「(搬出すべき総量の)5%程度であるが、県外搬出という意味で中間貯蔵と同等の意義があり、計画地点の確定は果たされた」と評価できる」と追認。
- 2023年8月2日、中国電力と関西電力が共同で、山口県上関町に中間貯蔵施設の建設を検討すると発表。同月18日には、上関町の西哲夫町長が調査の受け入れを決定。
- 2023年10月10日、関電と資源エネルギー庁が福井県と福井県議会に対して、今後の県外搬出に関する対策を説明。原発の貯蔵容量を増やさないことなどを盛り込んだ工程表を提示。杉本達治知事は、この工程表を容認。
- 2024年8月30日、青森県六ヶ所村の再処理工場の完成目標が2年半延期になったことを受けて、関電の水田仁副社長は、ロードマップを見直すことになったことを杉本達治知事に陳謝。
- 2024年9月5日、工程表の見直しが必要になったことを受けて関電の森望社長は、福井県庁で杉本達治知事と面談。本年度末までに実効性のある計画を提示できない場合は「(40年超運転の)美浜3号機、高浜1,2号機の運転は実施しないという不運転の覚悟で臨む」と述べた。これに対して、杉本知事「関電との信頼関係に関わる重大な問題で極めて遺憾」とコメント。
- 2024年9月6日、杉本知事は、経済産業省で齋

藤健経産相と面談。杉本知事は「(昨年10月に国が前面に立ち工程表の着実な実行に取り組むと約束したことを踏まえ)今の状況は約束に反しており、大変遺憾」と指摘。面談後、杉本知事は「口約束ばかりで具体化したものがない。再処理工場や工程表はまだひとつも前に進んでいない」と苦言。

●2024年9月9日、福井県議会は全員協議会を開き、関電と経済産業省資源エネルギー庁の幹部の説明を受けた。関電の水田副社長は「年度末に納得いただける工程表を再提出する」、資源エネルギー庁の山田統括調整官は「事業者に対してしっかり指導する」との説明に終始。

●2024年10月2日、福井県議会は予算決算特別委員会を開催。杉本知事は「(新たな工程表や具体化していない地域振興策について)本年度末までに事業者と国が覚悟をもって解決してもらうことが重要。立地地域の理解と協力がなければ原発を運転できないという厳しい覚悟で臨む」「安全運転優先が重要。安全が脅かされている状況ではなく、今すぐ停止を求めることは考えていない」と答弁。

●2024年10月7日、福井県議会は本会議において関電の原発内にたまる使用済み核燃料の県外搬出に向けたロードマップ(工程表)の見直しを巡り、国に使用済み核燃料対策の着実な実施を求める意見書を全会一致で可決。

■関電 新工程表再提示

昨秋の年度内に新工程表を提示するという約束に従って、関電は2025年2月13日に福井県及び立地3町(美浜町、高浜町、おおい町)に提示した。搬出先は、六ヶ所再処理工場、再処理実証研究のための仏国、そして中間貯蔵施設で、2023年10月に提示され昨年8月に破綻した工程表と同じである。六ヶ所再処理工場については、搬出開始時期が2026年から2028年となり、関電の搬出量が具体的に2028年から2030年で計198トンと明記されている。仏国への搬出については、搬出開始時期は2027年と

変わらないが、搬出量は当初計画の200トンにさらに200トンを上乗せして400トンとなっている。中間貯蔵施設への搬出については、2030年頃からの操業と前回同様にあいまいなままとなっている。

■新工程表再提示への反応

●福井県杉本知事

・「関電や国の見通しを精査する。県議会、立地の町の議論も踏まえ、実効性を厳しく判断したい」(2月14日付県民福井)

・「我々が求めるのは(原発が)安定して安全に運転していくために、使用済み核燃料の発生に対して十分な量が継続して搬出することが確認できるかどうか。これから精査するが、提示資料では(各原発の貯蔵プールの)管理容量を超えない形が何とか維持できる内容」

・「仮に中間貯蔵施設が30年ちょうどに操業しなくても、(貯蔵プールの)管理容量を超えない計画になっている。ただギリギリであり、関電は30年ごろの完成を当然目指すものと認識している」(いずれも2月14日付福井新聞)

●美浜町戸嶋町長

「搬出量拡大などオールジャパン体制を感じる」(2月14日付県民福井)

●おおい町中塚町長

「住民の安心には、再処理工場の目標通りの完成が大前提」(2月14日付県民福井)

●高浜町議会大塚議長

「机上の空論にならないか懸念がある」(2月14日付県民福井)

■知事 新工程表を容認

2月17日の福井県議会全員協議会を経て、3月11日の予算決算特別委員会では、最大会派の自民党県議会が、知事に判断を一任する考えを示した。これを受けて、杉本知事は3月24日に関電の森社長、武

藤経済産業相と面談した上で、新工程表を容認すると正式に表明した。以下のその際の報道陣の質問に対する知事のコメントの一部である。

●「(工程表の実効性に理解を示したポイントは)関電の森望社長からは県内原発の使用済み核燃料の貯蔵量を減らす決意とともに、工程表の進捗状況を定期的に報告するとの説明があった。武藤容治経済産業相からは再処理工場の完成に向けた進捗を管理し、工程表を確実に進めるため、責任をもって取り組むとの決意を聞いた。県会や立地 3 町長、県原子力環境安全管理協議会の意見も踏まえ判断した」

●「(新たな工程表が計画通りに実行できなかった場合、どう対応するか)再処理工場の完成が遅れることは考えたくないが、完成(のスケジュール)が危なくなる前から国や関電、日本原燃に責任をもって工程表を実現するよう強く求める」(いずれのコメントも 3 月 25 日付福井新聞)

■新工程表容認への反応

●美浜町戸嶋町長

「避難道路の整備など地域課題解決に向けた大きな一歩」

●おおい町中塚町長

「バックエンド課題の解決や地域の持続的振興に覚悟を持って取り組むこと」を求めた。

●高浜町野瀬町長

「使用済み核燃料の搬出時期前倒しや搬出量の積み増し、中間貯蔵施設の早期操業などの取り組みを進めて」

●おおい町僧侶 宮崎宗真さん

「再処理工場が予定通りに稼働するとは思えない。杉本達治知事がロードマップの実効性を認めたということは、再処理工場が稼働しない場合、知事は重い責任を負うことになる」

●高浜町の農業 東山幸弘さん

「工程表の見直しはされたが、フランスに使用済み核燃料 400 トンを搬出できるのか疑問だ。再処理工場

への搬出量も現実的なものか。本当に実効性があるとは思えない」

●原子力発電に反対する県民会議の事務局長 石地優さん

「県民への説明会を十分に開いておらず、県議会や原発立地市町などの一部意見で決めたのは傲慢だ」(いずれも 3 月 25 日付県民福井)

■杉本達治知事の倫理観

福井県議会での議論の結末がまだ明確になっていない 3 月 4 日、同日付の毎日新聞のローカル紙面に、今年の 1 月 23 日の行われた知事との定例記者会見での様子を伝える記事が掲載された。この記事から、今回の新工程表を巡る知事の決断を支える考え方の一端がほの見えるようで興味深いことから、その部分を紹介する(下線部分に注目)。

記者:核のゴミを後世に押しつける世代間の倫理について、知事はどう整理しているか。

知事:閣議決定された放射性物質の最終処分に関する基本方針で『政府一丸となって政府の責任で最終処分に取り組む』と明記されているので、国が国民の理解と協力を得ながらその責務を果たす必要があると認識している。

記者:知事自身の倫理観はどうか。

知事:私は国が国民の理解と協力を得ながらその責務を果たすことが重要と認識している。

記者:知事の個人としての倫理を聞いている。少なくとも知事は県内の原発の運転に関して一定の権限をもっている。

知事:個人的見解を申し上げる必要があるかどうかは議論のあるところ。核燃料サイクル全体を含めて国の責務だということから、国が国民の理解と協力を得ながらその責任を果たすことが重要と認識している。

記者:政策としてはそうでも、倫理的な問題について、知事はここで表明するようなものはないということなのか。

知事:どうおっしゃっても、大切なことは、私の倫理観

も含めて、国が国民の理解と協力を得ながら決めていくことだと認識している。(2025年3月4日付毎日新聞)

記者が知りたかったことは、放射性廃棄物に関連する多くの未解決の問題が将来世代に残されている中で、この時代を生きる私たちが原発から生み出される電気エネルギーの恩恵を享受していることが倫理的にどうなのかという問題について知事がどう考えているのか、ということであったはずである。それに対して知事は答えの最後のところで「私の倫理観も含めて、国が国民の理解と協力を得ながら…」と語っている。「含めて」と言っていることから、知事の倫理観の中には、放射性廃棄物がもたらす世代間の不正という問題は存在していないかのようだ。

第26回学習会

核燃料サイクルの破綻及び核原発の教育



講師:川村信治氏

*この学習会は、今年2月16日にZoomのみで実施しました。時間がなかったことから、告知は一部の方々のみになったこととお詫びします。

参加者は20名でした。

講師プロフィール:神戸大学大学院理学研究科修了。神戸市、福井県で盲学校、中学校、高校に勤務。日本科学者会議会員、福井県 AALA の会員、福井県詩人懇話会会員。ミュージカル劇団代表。著書に『「想定外」の科学 核・原発～放射性物質濃縮批判～』。

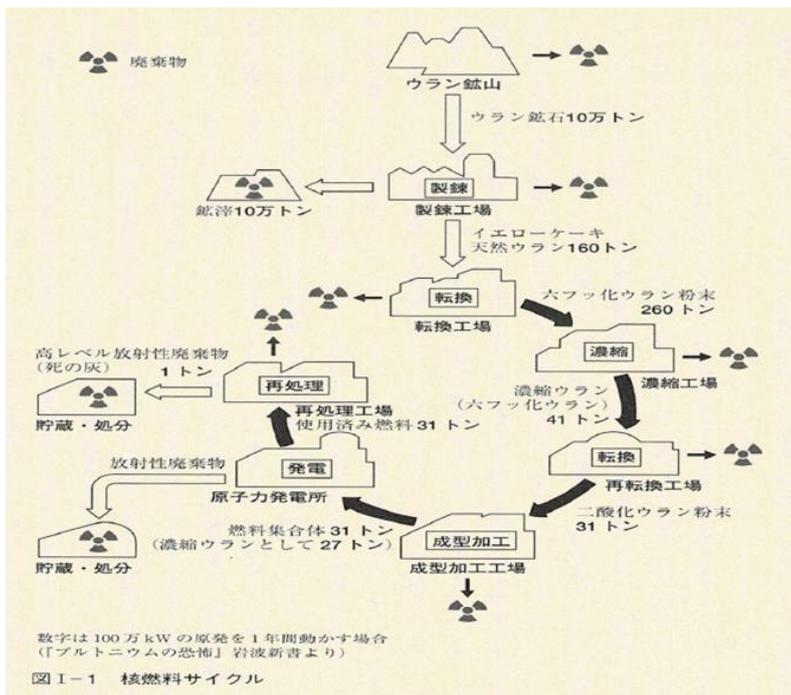
I. 「破綻」の科学および経済的根拠

今日の話の特に前半は、高木仁三郎さんの『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』(七ツ森書館、1991年)という著書を参考にしている(『高木仁三郎著作集 5』所収)。もう一冊は、山本義隆さんの『核燃料サイクルという迷宮～核ナショナリズムがもたらしたもの～』(みすず書房、2024年)という本で、二冊ともこの問題に関する教科書的な本なので、詳しく学びたい方にはお勧めする。

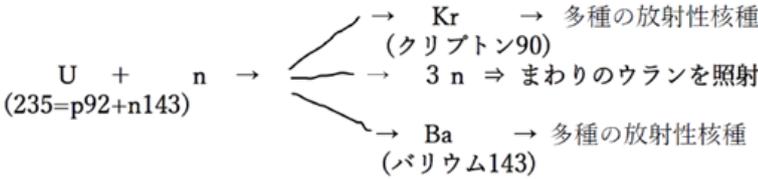
この左下の図は核燃料サイクルを示したもののだが、左上で切れていてサイクルになっていない。発電するためにはサイクルにする必要はない。ウランを燃やして(核分裂を起こさせて)発電して処分すればいいのだが、処分についてまったく考えられていなかった。その分、サイクルということでごまかしていこうとした。サイクルを閉じさせるために高速増殖炉というものを

考えた。増殖するために再処理をし、高速増殖炉でプルトニウムを燃やして使用済み燃料を再処理する、というサイクルだが、実際には実現していない。核燃料サイクルという言葉には意味がない。

天然ウランの99.3%はU(238)で、0.3%がU(235)。核分裂しやすいU(235)を濃縮して燃料にする。大量にあって分裂もしないU(238)からプルトニウムPuができる。ウランの濃縮は日本では遠心分離法で行われている。天然ウランをフッ化物(UF₆)にして、遠心分離器にかけて重さの違うU(235)とU(238)を分ける。これを千回ぐらい繰り返して濃縮したものを



ウランの原子核の核分裂による熱エネルギーの発生反応 (原爆も原子炉も)
(nは中性子, Uはウラン, pは陽子数, nは中性子数)



ペレットにして、直径1cm、高さ1cmぐらいのペレットで燃料棒に充填する。

濃縮された U(235)に中性子をぶつくと、クリプトン Kr(90)とバリウム Ba(143)に分裂し、3個の中性子を放出する。その中性子が周りの U(235)を照射し核分裂が起きる。Kr と Ba はそれぞれ安定な原子核になるまで崩壊を繰り返し、その過程で放射線を放出する。原子炉内ではこれをコントロールしながらやっているが、制御できない状態になると爆発やメルトダウンが起きる。使用済み核燃料には核分裂の過程で生成される様々な放射性物質、いわゆる「死の灰」が含まれている。

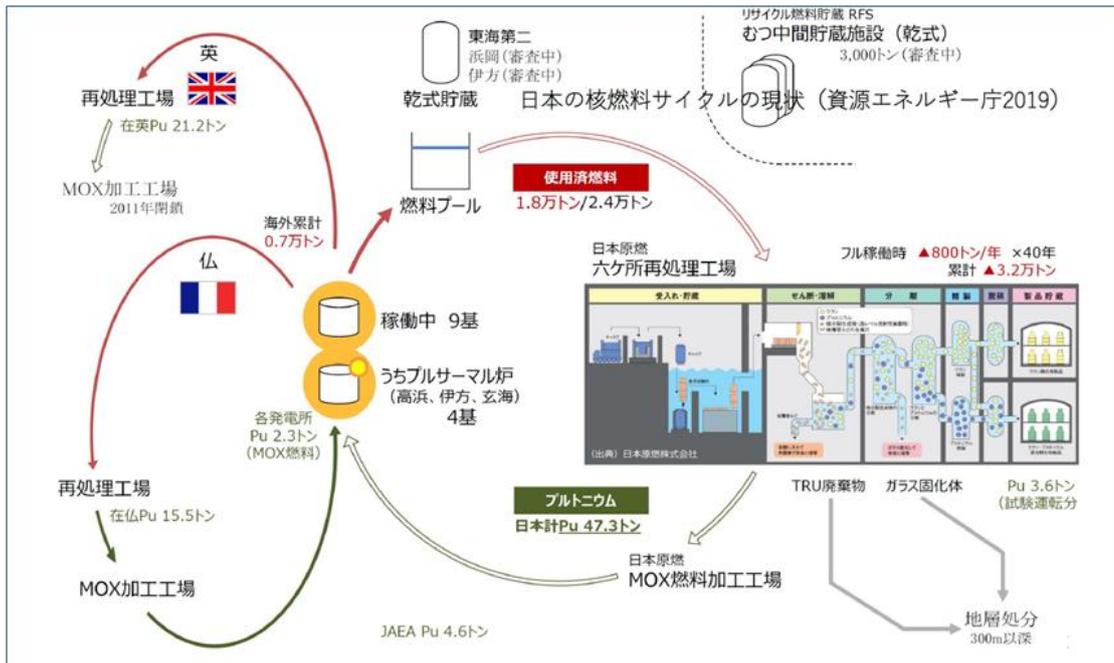
U(235)の分裂による熱と中性子を使って非分裂性ウラン U(238)がプルトニウム Pu(239)になる。プルトニウムは自然界にはない物質で、人類が創り出した最悪の毒性を持つ物質と言われる。使用済み核燃料に約 1%含まれるプルトニウムを再処理して取り

出し、その 4~9%を U(235)と混ぜたものが MOX 燃料である。MOX 燃料は実はプルトニウム燃料である。

増殖とはどういうことか。プルトニウム (MOX)燃料中のプルトニウムよりも、使用後のプルトニウムが増えていれば「増殖」ということである。U(235)が増えるわけではない。また高速増殖炉の「高速」とは、U(238)に当てる中性子のスピードが速いという意味である。

高木仁三郎氏の著作から引用すると、海外での増殖炉計画は 20 世紀末にすべて断念されている。最後に残ったフランス(スーパーフェニックス)での最終理論値は増殖比 1.02。しかし、実際の稼働率、燃料再処理に伴うロスを考えれば1以下になる。2016 年もんじゅの廃炉決定で、日本も事実上増殖炉計画を断念したが、「高速炉計画」は維持。同時に、すでにあるプルトニウムを使うために、軽水炉でプルトニウム (MOX)燃料を使用して再処理工程、核燃料サイクルを堅持している。「高速炉」はただの物語に過ぎない。諸外国が 20 世紀末に断念した増殖炉を日本で 2016 年まで継続していたことから、いかに国民を騙し続けてきたかということがわかる。この後述べる再処理サイクルについても同じ事が言える。

この 2019 年の資源エネルギー庁の「日本の核燃料サイクルの現状」という資料によると、プルトニウム保有量は 47.3 トンとなっている。すでにこれだけあるプルトニウムを使うということで、プルトニウム(MOX)燃料を軽水炉で使



うことを押しつけられたのが、高浜・伊方・玄海の4基である。日本の原発で出たプルトニウムをフランスに委託してプルトニウム(MOX)燃料にして戻す。イギリスにも出したが2011年に工場が閉鎖されている。

再処理サイクルは不要である。核燃料サイクルを閉じるために増殖炉を考えたので、再処理ということが成立した。増殖をあきらめたので、新たにプルトニウムを抽出・濃縮する必要はない。軽水炉でプルトニウム(MOX)燃料を使用するのはすでに大量に余っているプルトニウムを使うためだとすれば、再処理ではなくプルトニウム(MOX)燃料工場を作ればいい。軽水炉でのプルトニウム(MOX)燃料使用は危険性が倍増し、費用も高つくので、地元はもとより電力会社もしぶっていたが、現在高浜など4基で実施している。そこで出た、プルトニウムを高い割合で含む使用済み核燃料の再処理は、普通の再処理より難しい。普通の軽水炉の再処理さえ日本では不完全である。プルトニウムの危険性について言えば、1gで日本中の人々の致死量を超えている。先ほどの47.3トンは数千発の原子爆弾に相当し、世界中の人を何度も殺してしまう量である。本来自然界にはなかったものを作り出してしまったこと、それ自体が犯罪だと思う。

再処理の危険性をまとめると、再処理工程(工場)は、膨大な放射線をばらまき、作業員だけでなく、近隣の人々に直接被害をおよぼすということ。また空気や水で拡散して、広く環境を破壊するということになる。核燃料サイクルをめぐるこれらの危険性や問題は、その深刻さに応じて施設や設備、さらに規制のあり方や管理体制、直接関わる人の教育や技術力や健康など、どの分野領域においても、限度のない防御の構築を必要とする。そのための費用は無際限になる。それは、六ヶ所核燃料サイクル施設が、1980年代以来、その中の各施設の完成および竣工を20回以上延期して今に至っているという現実を表れている。話は少し逸れるが、核汚染水からトリチウムなどの核種を100%近く取り除く装置を作るとしたら、膨大な費用がかかる。しかも取り除いた核種はどこかに永久に残る。そのような費用をかけられないので、核種がいっ

ぱい残った核汚染水を薄めて流しているだけである。費用は、電気料金の総括原価方式(六ヶ所施設の事業開始とともにつくられた)によって、税金さながら国民から無尽蔵に徴収するものと、実際の税からの国庫支出による。さらに、原発事故対策費、建設維持廃炉費、新增設費を電力料金に組み込む策動が始まっている。膨大な赤字や国民にとって無駄な巨額の浪費は、経済性などは超越して政策的に仕組まれて累積し続け、国民にとっては捨て続けられている。

高速増殖炉から出た使用済み核燃料の再処理は、商業技術的に100パーセント不可能だということを、技術者が2000年に言っている。プルトニウム(MOX)燃料にして軽水炉で燃やす費用は、ウラン濃縮燃料の何倍も高つく。だから原発を再稼働しても、再処理は不要で不用、何の役にも立っていない。世界の流れとして、もう再処理自体が放棄されていく中で、日本だけがまだ再処理と言っている。

世界における50年以上の科学・技術的研究によって、増殖は不可能と結論づけられた。原発・核燃料サイクルは莫大な赤字と浪費を累積し続けている。再処理サイクルは無意味なのに危険で無際限な費用を必要とする、はなはだしい無駄であるということ、原発推進側の関係者も含めて皆わかっている。

II. それでも続ける理由は潜在的核武装

無駄だとわかっていることを続ける理由というのは、第一に潜在的核武装のため、第二に放射性廃棄物(原発からの死の灰等)の処分が不可能である現実を露呈させないため、第三に財閥企業を中心とした原子カムラの関連会社や半公的組織や個人の財源であるため。これを山本義隆氏は最初に紹介した著書の中で、丁寧に資料を挙げながら明らかにしている。ちなみに「気候変動を防ぐために原発が必要」という言い訳は正しくない。原発はそういうことには役に立たない。放射能は二酸化炭素どころではない。CO₂は対策をして地球環境を元に戻すことができるが、放射能は戻すことができない。

潜在的核武装とは、核兵器は持っていないが、いつ

でも作れる技術と材料物質を持っていること。原子爆弾・核兵器には2種類あって、U(235)を90%まで濃縮したものか、高純度のプルトニウムで作られる。プルトニウム爆弾のほうが作りやすく、現在はこれが主流である。この両方とも、原発を含む核燃料サイクルが工程と技術を持っている。財閥と組んだ国家主義的官僚(テクノクラート)は、戦争を反省するどころか、「負けた」ことでいつか「勝たねば」ならぬと考えていた。核技術を持つことは、日本のプライドであり国際的地位を保つことであると考え、政治官僚として国際的舞台で核抑止論による安全保障に加わりたいたいと考える。核抑止論というのは、破局的な兵器を持つことによる脅し合い、危険性をどんどん高めていくということである。この潜在的核武装をすることで、そこに日本が事実上加わっているという非常に危険な状態を作り出している。また、原発事業は国策民営の統制経済になっていて、莫大な財を得られる仕組みになっている。経済的にも戦争と直結している。核兵器不拡散条約で核兵器の保有を認めた5カ国以外で、唯一日本はプルトニウムを取り出せる再処理の「権利」を得ている。

二つ目の理由について。原発事業の最初から、原子炉から出る放射性廃棄物(死の灰)の処理や処分については、実験や研究もなく、方法や場所もなく、予定や計画もなかった。それぞれの原発施設で、使用済燃料棒が溜まって一杯になり始めてようやく処分が現実のものとなり、同時に国民の多くが気付き始めた。埋設処分は候補地すら見つからない。地震の多い日本には10年以上放射能が漏れない安全な埋設地は皆無だと地質学者が指摘している。貯蔵施設はさらに危険で、放射能を封じ込めるのは不可能。死の灰からすべての放射性核種を取り去って濃縮する技術は膨大な費用を要し、完全には不可能である。放射性物質を化学的、物理的反応によって無害化するには、原発で得られるエネルギーより大きなエネルギーが必要である。それも理論上であり、実現は無理だというのが科学者の通念である。処分が無理だという事実を隠し続けるために、再処理サイクルが意味あるも

ののように、芝居が続けられてきた。芝居をやめれば、つまりサイクルや原発を止めれば、放射性廃棄物が各所で溜まっている現実が一挙に問題として国民の前に現れるので、嘘で芝居をやり続けている。

三番目の理由はお金である。儲けるためには国民に傷害や不幸や死をもたらしてもよいという、極めて倫理・道徳・正義(平等と公正)にもとる思考や姿勢であり、現在および将来の人類に対する犯罪だと言える。

III. 核原発の教育

原発が、維持されている原因、方法として主なものは、隠蔽や嘘偽りごまかしによる宣伝、刷り込み、思考操作などである。電通による放送宣伝の支配に加え、放送やネットの24時間体制でチェックする機関が存在する。出演者が反原発の発言をすると、その人を出演させないように放送局に圧力がかかる。ネットに書き込みがあると、それは間違っているというデマを流す。宣伝、刷り込み、思考操作のもっとも強力な方法が学校教育である。学校教育では「両論併記」ということを言う。戦争については、人類の国際的常識として、戦争は必要でも正しくもないという認識があり、少なくとも日本の学校教育では戦争を認めていない。その根拠の一つは、悲惨さや経済的大損失や被支配層が圧倒的な不幸に陥るといふ、歴史が繰り返す教える事実・経験にある。この戦争批判と似た根拠を持ち、しかも破綻が明らかな原発について、学校教育で両論併記は必須だろうか。原発や再処理サイクルが必要とか正しいと教えるのは、私にとっては嘘を教えることに等しい。実際は両論併記と言いながら、「推進」に偏った圧力や規制があり、危険性や脱原発の教育は抑えられていると思われる。こういうところから、先ほど司会者が紹介されたような高校生の意識(注:2025.1.5付、福井新聞の「福井県の高校生の約7割が原発賛成」という記事)が作られているのではないかと。

私は3.11後の2011年4月から、高校の「理科基礎」という科目で原発の授業を12単位時間実施した。

「問 1:日本の原発の数は? 問 2:核分裂の仕組みは?」という問い形式で約 30 問続き、最後の問いは「どうして福井県は世界的に最も過密な原発地帯になったのか?」という質問で、これは以前から授業で生徒に投げかけてきたものである。

3.11 後、それまで小学校で配布されていた原発は安全だという読本について、国会で追及があり、文科省初等中等局長が読本の内容見直しまたは廃止を明言した。回収、ウェブからの消去が行われたが、その後再び「日本原子力文化振興財団」作成の副読本を配布している。教育の現場では、2011 年の 3.11 後の反省がすぐに消されて元に戻されている。

2012 年に「放射線教育支援サイト“らでい”」が登場し、「放射線教育の実施を検討する教育職員等への支援事業」を開始した。2008 年に中学校学習指導要領理科で放射線が取り上げられることになり、これは日本国民の持つ科学的根拠に基づかない不安や恐怖心を取り除かねばならないということで、積極的に活動している。また 2011 年に、それ以前からあった「エネルギー教育推進事業」に、「原子力エネルギーについての教育も内容とできる」と但し書きが付いた。私の学校ではそれまで理科の教員が引き受けて、たとえばソーラーパネルと風力が併設された発電機の設置などをやっていた。ところが 2011 年に社会科教員がこの事業を受けて、全校生徒で敦賀市にある原発宣伝施設に行くという計画を立てた。このタイミングでそういうことをやるのかと。私は校長と担当教員に意見書(抗議文)を提出し、同時に高教組本部を通じて県教委に申し入れをした。県教委の見解は、従来通り「必ずしも原子力エネルギーに関連付ける必要はない」というものだった。しかし私の学校ではこの計画が強行された。さらに県議会議員が自分の党の全国本部に伝えたところ、参議院の委員会で市田忠義氏が、福井県での本件について文科省担当者をただし、その結果、福井県教委を指導すると回答した。

2011 年度に福井県教委が出前授業をしつらえ、私がいた学校でもおそらく「総合」の授業として実施された。先ほどの放射線教育支援サイトでも出前授業

を進めているので、その一環だったかもしれない。理科教員 OB が二人一組で県内各高校へ出向くというもので、化学実験室で行われたので覗いてみたところ、「放射線は自然の現象で、閾値まで安全であり閾値を超えても被害はわずかである」などと言っている。放射線核種をいくつか紹介したがプルトニウムにはまったく触れなかった。ウランペレットの放射能を簡易ガイガーカウンターで検知する演示実験もやっていた。私の感想だが、こういうものを企画する県教委も出前授業を実際にやる元教員も、およそ実際の原発の危険性や問題や歴史等について関心も勉強も認識もない方ができることだと思った。

市民ができる教育に関わる方法はいろいろあると思うが、その一例として、図書室(館)に原発関連の図書の候補を列挙して購入を依頼することがある。私の『想定外の科学』という著書は県立図書館にあるそうだ。またブックレットなど安価でわかりやすいものを資料として使って授業や勉強会などをやる。原子力資料情報室が出している『原発と気候危機』は、非常に薄い冊子だが中学生でもわかりやすく書かれている。

原発教育は現在どうなっているかという、安全神話教育が復活して進められていると感じる。中立どころかむしろ「安全神話と推進」へ偏るべく圧力と(教員の)自主規制がある。新聞でも報道されていると思うが、県内のいくつかの高校で課題研究として原発を取り上げている。だいたい内容は市民アンケートをしてその分析をするというもので、強調されるのは「両方の意見を学ぶ」つまり両論併記である。これは指導者の思惑というか圧力である。この両論併記ということが脱原発を科学的に教えることを妨げていると思う。

課題としては、まず教員の知識の方向や姿勢が重要なので、教員養成段階や現職教員に対する働きかけとして、案内や通信を届けるとか教員対象の講演会を開く。中高生対象の勉強会もよいと思う。それから原発教育の現状の調査、県教委や文科省の原発教育についての姿勢や施策の定期的調査、申し入れも必要である。原発だけでなく、核濃縮や核兵器につい

での教育も必要である。被団協のノーベル平和賞受賞を受けて、この流れを今大きくしていかなければならない。学校教育で、指導要領、教科書の中でやれることがたくさんあり、歴史・政治経済・倫理社会などの教科でも扱える。小中の理科教育、高校の物理・化学・生物・地学および科学史で、核や原発について扱える。文化系の部活動で取り上げることもできる。小学校では、地域を知るという学習の中でも可能である。

放射線の発見は 19 世紀末、核分裂の発見は 1938 年と言われているが、人類史から見れば、まだほんのわずかしが経っていない。理論としてまだまだ未熟なうちに、利用に飛びついた人たち(学者も含めて)がいて、原爆ができて戦争で使用され、戦後は原発ができた。学問的に物理学、化学、工学など広い領域に関わることなのに、先々の検証もしないままに利用に突き進み破局を招いている。大学等での、科学論や科学史の教育の内容と質を問い直すべきである。科学研究が深く社会や経済にかかわっていることの認識や自覚が、研究者に必要であると考える。

(まとめ:菅井純子)

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中の訴訟:2025年4月10日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発 3、4 号機

- ◇ 係属裁判所:大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日:2012年6月12日。2020年12月4日一審原告勝訴!現在控訴審が進行中。
- ◇ 主な争点:基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつき」の考慮が焦点となっている。
- ◇ 経過:国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定

についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマであることが示唆された。

2025年1月17日の第8回口頭弁論では、原告は敷地内破碎帯評価について、新F-6破碎帯の連続性評価、及び断層の三次元探査を実施していないことが、伊方最高裁判決に沿って「看過しがたい過誤・欠落」であることを主張。また基準地震動評価について裁判所は「地震モーメントの値は平均すべり量に影響し、平均すべり量の影響は短周期領域の地震動に影響するのではないかと」国に質問し、これに対して国は「地震モーメントの値は、震源断層全体の平均すべり量に影響するが・・・短周期領域の地震動は・・・震源断層全体の平均すべり量の影響を大きく受けるものではない。」と曖昧な回答をしている。これに対して原告は、関電が採用している計算方法でも、地震モーメントが増加すれば、短周期の地震動も増加することを主張。

次回第9回口頭弁論は4月18日、第10回口頭弁論は7月18日の予定。

■ 大飯原発 3、4 号機

- ◇ 係属裁判所:京都地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2012年11月29日
- ◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過:提訴から約13年が経過した裁判の審理は終盤に近付いている。2024年から本年(2025年)にかけて、予備日も含めて7回の期日で延べ12人に対する証人尋問が計画された。直近では、3月6日の第47回口頭弁論では石橋克彦さんへの反対尋問等が行われ、次回9月25日の第48回口頭弁論期日で結審することとなった。

***次回 9月25日で結審です!**

**この「京都訴訟」のホームページに、公正な判断

を求めるための以下のような署名協力依頼が掲載されています。

◆公正な判断を求める要請署名にご協力ください。9月の結審、そして判決に向け、公正な判断を求める要請署名を集めています。皆さまの声、司法の独立性を守り、公正な裁判を後押しする力になります。ぜひご協力ください。(署名用紙がダウンロードできるようになっています。)

<https://nonukes-kyoto.net/>

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所: 大津地裁

◇ 裁判の種類: 民事訴訟

◇ 被告: 関西電力

◇ 提訴日: 2013年12月24日

◇ 主な争点: 福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。

◇ 経過: 主たる争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、2025年2月6日の第43回口頭弁論期日をもって審理は終了した。この期日では冒頭、原告代表2名が意見陳述を行った。福島からの避難者である青田勝彦さんは「住民に相談することなく進められた福島第一原発について、差止め裁判を起し、最高裁まで行って争ったが、訴えは退けられた。しかし、福島原発事故は、裁判官の判断が間違っていたことを悲慘な形で証明することになった。なぜ裁判官たちは判断を誤ったのか、本訴訟における原告、被告の主張を見比べながら真摯に考えてほしい」と訴えた。さらに福島第一原発事故時の避難対象区域に自宅と診療所があった福田章典さんは「福島事故後、100mSv以下なら20mSvなら大丈夫と言われていたが、放射線の影響には閾値はない。政治や社会の都合で科学が捻じ曲げられている。医師として、未来の子供たちに対する思いを馳せる立場からも原発を動かすことは容認できない。公正な判断をしてほしい」と訴えた。

また、原告代理人弁護士は、①本訴訟の出発点ともいえる原発事故被害について、②裁判所が判断すべき枠組みなどの本訴訟の総論的事項、③新規制基準の不合理性、④地震に関する適合性判断の問題、⑤津波に関する問題、⑥避難計画の問題、⑦火山噴火の問題、⑧めどが全くたたない放射性廃棄物の処理処分は将来世代への付け回しによる権利侵害＝命をつなぐ権利を侵害していることなど、最終準備書面の要点を説明した。そして、最後に井戸弁護士団長が、今の政治に期待できない以上、原発を止める力を有するのは裁判所しかないとして、裁判長にその権限を適正に行使し、未来に希望をつなぐ判決をだすよう求めた。

***判決言い渡しは12月25日。**

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所: 名古屋地裁

◇ 裁判の種類: 行政訴訟

◇ 被告: 国

◇ 提訴日: 2016年4月14日

◇ 主な争点: 新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉压力容器の中性子照射脆化などが争点。

◇ 経過: 2024年7月19日を最終弁論期日として結審となった。そして2025年3月14日、名古屋地裁は原告の請求を棄却、一部の原告については原告適格がないとして請求却下判決(いわゆる門前払い)を下した。原告側は3月28日に判決を不服として控訴。詳細については、本号巻頭報告及び19～20頁の新聞記事参照。以下は、判決当日に出された弁護士声明である。

◆老朽原発40年廃炉訴訟の地裁判決に抗議する弁護士声明◆

本日、名古屋地方裁判所(民事第9部、劔持亮裁判長、佐久間隆裁判官、小野啓介裁判官)は、原告らが、高浜原発1号機、同2号機及び美浜原発3号機の運転期間延長認可処分等の取消等を求めていた事件につ

いて、原告らの請求を棄却する不当な判決を行った（一部の原告については原告適格がないとして請求却下）。

高浜原発1号機は、運転開始から昨年に50年を超え、同2号機、美浜原発3号機についても間もなく50年を迎える、日本で稼働する最も古い原発である。原発の運転期間を原則40年に制限し、例外的に20年の延長を認める制度は、福島原発事故の教訓を踏まえた大きな制度改正であった。原告らは、ただでさえ危険な原発に、さらに老朽化という二重の意味で危険であり、現在の原発の審査内容は、老朽化に関する審査が不十分であり長期運転における安全性を確保できないと裁判において訴えてきた。

しかしながら、裁判所は、被告国の主張を安易に認め、老朽原発について原子力規制委員会の審査には問題ないと結論付けた。

まず、本判決は、司法審査の在り方について、被告国に、新規制基準適合審査において用いられた具体的審査基準及びこれに基づく基準適合判断に不合理な点がないことの立証責任を負わせながら、規制行政の判断を安易に追認し、これらに不合理な点は認められないとした。福島第一原発事故後、安全を高め、規制行政に厳格な審査を行わせるよう原子力関連法令等が改正されたにもかかわらず、今や裁判所は同事故を忘れ、行政盲従の姿勢を鮮明にしている。司法権独立の精神に照らしてあまりにも不当である。

老朽化の問題に関しては、判決は各論に終始しており、原告らが主張した老朽化による総合的な危険性や型の旧さなどの総論についてはおよそ判示すらしていない。

原子炉圧力容器の中性子の照射による脆化に関する審査についても、基本的に被告国の主張を受け入れ、現状の規制基準は種々の保守性を有していて不合理ではなく、審査及び判断の過程にも看過し難い過誤、欠落があるとは認められないとした。

また、地震動に関する審査については、美浜原発3号機における震源が敷地に極めて近い部分について白木-丹生断層と敷地全体との最短距離を600mと

認定したことは正当であるが、これについて、被告国の後付けの理屈をもって震源が敷地に極めて近い場合に該当しないと判断したことは、原子力規制委員会が自ら示した2kmや1kmといった目安に照らしても、明らかに誤りである。

さらには、火山に関する審査では、原子力規制委員会は、現在の火山学において噴火の時期や規模を予測できないことを認めながら、分かることやできることだけに対処すればよいという前提に立ち、大山における過去最大規模の噴火(大山倉吉噴火)を考慮する必要はないなどとした。できることだけに対処してきた結果として福島第一原発事故は起こったことを、この判決は見落としている。また、令和元年火山ガイドは、平成25年火山ガイドを非保守的に変更したようにも読めるとしながら、後付けの「基本的な考え方」を根拠として、非保守的な変更ではないとした。後から理屈を考えれば、なんとでもルールを変更できてしまうという、法治主義国家として考え難い判断というほかない。

その他、電気ケーブルなどの問題においても、国の主張に追従する内容に終始しており、不当な内容と言わざるを得ない。

以上のような名古屋地裁の判断は、福島原発事故後の反省及び教訓を経て、同事故のような深刻な災害が万が一にも起こらないようにする、という法の趣旨や多くの市民の想いに反するものであり到底許容できない。弁護士、原告ら及び裁判を支える市民の会は、福島原発事故を決して忘れることなく、今後も老朽原発の廃炉を求めて、原発の危険性を訴え続けて行く所存である。

2025年3月14日

老朽原発40年廃炉訴訟弁護団

■ 美浜原発3号機

◇ 係属裁判所:名古屋高裁金沢支部

◇ 裁判の種類:仮処分

◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2023年1月13日

◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。

◇ 経過: 運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める訴訟。2023年12月12日の第5回審尋で結審し、本誌で報告したように2024年3月29日に却下決定が出され、4月11日に申立人は即時抗告している。なお、同日に同じく却下決定が出された高浜1~4号機の仮処分申立てについても申立人は同日に即時抗告。

抗告審の第2回審尋は2024年11月1日に行われた。裁判長の交代があり、新裁判長は「本件の争点は基準地震動や老朽化など専門的な内容になる。立証責任論で決着をつけことになると述べた」。立証責任論は「住民の人格権が侵害される具体的な危険をどちら側が立証する責任があるか」ということである。1審の福井地裁では住民側に立証責任があるとして敗訴した。裁判長は住民側に補充するように求めたので、少しは期待が持てる可能性がある。今回の審尋では、住民側は、美浜原発3号機の1次系冷却水クーラの海水系統戻り母管3系統の配管の減肉、および微小な穴が確認され、原子炉を手動停止するに至った老朽化事象について陳述した第3準備書面を提出。

第3回審尋は、2025年2月28日に行われた。住民側は、立証責任論、避難計画不備が具体的な危険を基礎づける理由、地震動評価の不合理性について準備書面を提出し、プレゼンを行った。

次回第4回審尋7月11日で、審理終結の見込み。

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所:金沢地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:北陸電力

◇ 提訴日:2012年6月26日

◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働で

きず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが2023年3月3日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断した。

◇ 経過:2024年10月31日の第43回口頭弁論では、石川県珠洲市大谷地区が故郷の国吉正人さんが原告意見陳述を行った。能登半島地震の震源地からわずか7kmほどの所で、国吉さんの実家では兄弟夫婦や95歳の母親が被災して長期の避難生活を強いられたにもかかわらず、そこが孤立して行くことも連絡することもできなかったこと、また地震から2日後、妻の実家の輪島市に行くのに往復14時間もかかった経験を語った。「寸断された道路で安全に避難するなんて無理」、「壊れた家で屋内退避なんて無理」であり、「原発からの避難計画なんて絵に描いた餅」だと指摘。さらに9月21日の豪雨で、土砂と濁流が再び故郷を無惨な姿に変えてしまったと語り、「どうか能登半島を誰も立ち入ることのできない不毛の地にしないでください」、「どうか私の大事なふるさとを奪わないでください」と強く訴えた。

被告北陸電力側は準備書面(35)を提出し、原告側が前回提出した「能登半島地震で明らかになった耐震安全上の問題点」(第57準備書面…5/13HP参照)について「反論」。裁判長は被告に「原告のもう一本の書面『避難計画の実効性欠如による人格権侵害』(第58準備書面)については反論しないのか」と訊ね、被告側は「次回反論の書面を提出する」と述べた。

2025年2月10日の第44回口頭弁論では、石川県七尾市田鶴浜町に住む笹川榮子さんが原告意見陳述を行った。昨年(2024年)の能登半島地震で自宅が半壊、避難先を二転三転した挙げ句、現在は自宅近くの仮設住宅で暮らしている。笹川さんは、自宅が志賀原発から5~30kmのUPZ圏内にあり、原発が重大事故を起して緊急事態になったら屋内退避するになっていることについて、「半壊の自宅に閉じこもり、停電・断水が続く中、エアコンは使えず食料も尽きる中、屋内で放射能を浴び続けることは『座して死を待つ』ことです」と指摘。そして自らの被災経験をふ

まえ、「避難計画は私たちを守れず、原子力防災訓練も役に立たないことがハッキリしました。地震への備えは一にも二にも、志賀原発を運転させないことです」と強く訴えた。

被告北陸電力側は準備書面(36)を提出し、原告側の第58準備書面「避難計画の実効性欠如による人格権の侵害」について「反論」。また原告側弁護士は、金沢訴訟の14年間のうち半分近くの期間が「規制委員会の判断を待つ」ことに無駄に費やされていることを指摘し、次の口頭弁論で「進行協議」を持つことを求め、裁判所もそれを了承。

次の第45回の口頭弁論は5月26日を予定。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日:2019年6月18日
- ◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為の中止を請求することができる。
- ◇ 経過:2024年12月18日に第20回口頭弁論が行われた。最初に和田廣治原告団長が意見陳述。能登半島地震直後から半島北部で海岸が大きく隆起したことが報道され、最大のものが輪島市鹿磯漁港の4mとされているが、和田さんら実際に現地の海岸の岩場や防波堤などを巡って隆起の状況をその目で確かめた。その結果、鹿磯漁港のさらに北の深見漁港で5.2mの隆起を計測したことを明らかにし、スライ

ドでその写真を上映。5mを超える隆起は未だに国や石川県、輪島市を始め研究機関や水産庁からも発表がなく、10月31日の原子力規制委員会適合性審査資料(北陸電力作成)でも、「輪島市西部で最大約4m」と記載されているのみである。和田さんは裁判所に対して、「ぜひとも能登半島地震の現場を直接見ていただき、志賀原発に迫りつつある地震などの危険性を直視」するよう求めた。

また、今回、原告側が求めていた「取締役会議事録」の一部を被告側が提出した。開示されたのは福島原発事故後の2011年3月と4月に行なわれた取締役会の議事録だけで、「地震対策と津波対策をして、再稼働に向けて進む」ということを議決したという内容である。原告側が求めた議事録はこの他に、②新規制基準ができて適合性審査を申請した2014年の時点、③規制委有識者会合で敷地内断層の活動性が否定できないとされた2016年の時点、④能登半島地震後の時点ですが、この3つについて議事録は提出されなかった。裁判長は「事故の危険性、住民や会社への影響、原発以外のエネルギーの検討などの議論を一番詳細にしたのがこの2011年の時点ということですか?」と質し、被告側は「そうです」と答えた(その後、「被告らの考え方を伝える上で一番わかりやすいものを出した」と修正)。

被告側が「本訴訟は取締役らの善管注意義務があったか否かが争点であり、規制委で認められた場合のみ稼働するので、取締役会の議事録提出は意味がない」と述べたのに対して、原告側は「金沢訴訟と争点は違うが、事故を起さないようにしなければならないことは同じ。新規制基準に基づく申請を行なった際に、取締役会で議論を行なったはずであり、少なくともその議事録は出すべきだ」と反論し、激しい応酬が展開された。

裁判所は最終的に、原告に対して「今回証拠提出された議事録と本日の弁論でのやりとりを踏まえ、必要な主張をする」よう求め、原告意見陳述の内容を証拠化してもいいのではないかと、という見解を示した。

また実地検証については、これまでに原告側が撮影し

た動画などの提出を求め、それを見て検証の要否を検討する、と明言した。

2025年3月17日に行われた第21回口頭弁論は、被告側が事前に提出した「訴訟記録の閲覧制限申立て」についての激しい応酬で開始された。原告側が今回提出した第41準備書面は、被告が提出した2011年3~4月の取締役会議事録の一部を検討して、取締役会での議論が全く不十分であることを具体的に指摘したもので、今回法廷でもスライド付で要約陳述する旨通告していた。被告からの申立ては「第41準備書面のスライド5~9では取締役会議事録を引用しているので、これを上映すると閲覧制限をした意味がなくなる(だから控えてほしい)」というものである。これに対して原告は「閲覧制限に対する意見書」を提出、同準備書面のすべてが営業機密とは到底言えない上に、被告らによってリリースされたり Web サイトで公開されたりしていることを指摘し、「営業機密には該当しない」と主張。裁判所は最終的に同書面のスライド5と6だけを表示しないように配慮することを原告に要請し、原告はこれに従って川島弁護士が要約陳述した。次に第42準備書面を坂本弁護士が要約陳述。こちらは能登半島地震について取締役らが調査検討してもし避難できないことが最終的にわかったのであれば稼働してはいけないし、そういう調査検討をしなかったのならやはり、その場合も稼働してはならないと主張した内容となっている。

もう一つ特記すべきは、原告が「今後の立証と争点整理について」という意見書を提出し、「原告はこれで主張を尽くしたので、次回以降は人証を調べて結審する」ことを求めたことである。原告側が求めている人証は原告和田廣治さんと被告金井豊氏の本人尋問。和田さんは北陸電力の株主総会に毎回出席していて、被告らの善管注意義務違反を最も知る原告であり、また金井被告は2011年福島原発事故当時の常務取締役であり、取締役会でどのような根拠に基づきどのような議論をして志賀原発の再稼働を決定したかを最も詳細に知る人物だからである。閉廷後の進行協議で被告側は、この金井氏の本人尋問に大反対し

たとのこと。

次回第22回口頭弁論期日は7月14日、第23回口頭弁論期日は10月1日が予定されている。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所:東京地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:日本原燃株式会社

◇ 提訴日:2020年3月9日

◇ 主な争点:① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。

◇経過:2023年10月5日の第6回口頭弁論から1年以上が経過した2025年1月30日によやく第7回口頭弁論が行われた。この期日で、原告側は、地震に関する主な争点①地震の予知予測が不可能であることを前提に、規制基準が不合理であること、② 本件施設の基準地震動700ガルは低水準(珍しくない)の地震動であること、③基準地震動が建設当初の375ガルから現在700ガルに引き上げられているにもかかわらず、アクティブ試験によって放射性物質に汚染されたため耐震補強工事ができないことから、700ガルに達しない地震であっても、本件再処理工場が危機的状況に陥るおそれがあることについて、被告準備書面に対する反論書面に基づくプレゼンを行った。また、原告である僧侶・田中徳雲さんが意見陳述を行い、約800年の歴史がある地域の中心なお寺の住職として、福島第一原発事故によって奪われた豊かな生活、事故の教訓として被害者であるとともに利便性のある生活を享受した加害者であることを学んだこと、私たちは何を学ぶべきかを訴えた。進行協議は5月26日に行うこととなったが、次回口頭弁論期日については未定。





原発延長認可取り消さず 40年超の高浜1、2号機・美浜3号機

名古屋地裁「不合理ない」

運転開始から40年を超えた関西電力高浜原発1、2号機（高浜町）と関西電力美浜原発3号機（美浜町）を稼働し続けるのは危険だとし、福井、愛知両県などの住民が国に運転延長の認可を取り消すなどを求めた訴訟の判決で、名古屋地裁は14日、「原子力規制委員会の判断に不合理な点はない」として、原告の請求を棄却した。＝関連①面

ろくなるが、運転開始から60年の時点で事故が起きた際に、緊急冷却されたとし、ても破壊の恐れがないと認められた規制委の判断の妥当性などが争点となった。

審査基準は妥当だと認定。炉内から取り出した試験片の分析などを基に安全性を確認したとして、「審査および判断に不合理な点がないことが立証された」とした。

耐震設計の目安となる基準地地震動を巡っては、原告側は短期間に2度の大きな揺れに襲われた2016年熊本地震を念頭に、想定を超える揺れが繰り返し襲う危険性を訴えたが、「具体的な事例があるとはいえず、起きたとしても重要施設の安全機能が損なわれる恐れはない」と退けた。火山の噴火対策では、各原発への降灰量を10㌦とした16年の規制委の判断には「看過しがたい過誤、欠落があった」と指摘。ただ、21年には新たな知見を踏まえて高浜は27㌦、美浜は22㌦に見直したことから、不合理ではないとした。

使用済み核燃料の問題で無視している」と批判し、控訴する意向を示した。

「全く不当な判断」 「審査体制は正当」

地元の反応

運転開始から40年を超えた県内の原発3基の運転延長認可取り消しなどを求めた2件の訴訟で、14日に住民側の請求が退けられたことについて、原発が立地する地元の受け止め方はさまざま。

力美浜原発が立地する美浜町の町議、松下照幸さん（76）は、名古屋地裁で判決を見届けた。「国と事業者側の視点からの判断で全くもって不当」と話し、「主張を退けられた怒りが力になる」と控訴審を見据えた。

中間建屋内の配管に穴が見つかったことにも触れ「実際に起きているトラブルを見て、安全性を判断するべきだ」と非難した。

元関西電力社員で美浜原発や高浜原発で働いていた高浜町議の小幡憲仁さん（65）は、「国の審査体制が正当であることが認められた」と評価。「原告が控訴しても同じ判断がされるのではないか」との見方を示した。

（松本桜希穂、本田英寛）

「安全最優先で 慎重な運転を」

高浜町長

関西電力高浜原発1、2号機と美浜原発3号機について、住民らの運転延長認可取り消し請求が棄却されたことを受け、野瀬豊高浜町長は14日、「安全を最優先として今後も慎重かつ丁寧な運転を継続してほしい」とコメントした。

国に対しては「引き続き」（本田英寛、飯村健太）

原子力の重要性や安全対策について国民理解の醸成を図ってほしい」と求めた。

全国原子力発電所所在市町村協議会（全原協）会長

の米沢光治敦賀市長は「国や事業者は安全性向上に断続の努力を積み重ねてほしい」とコメントを出した。

杉本達治知事と、美浜町の戸嶋秀樹町長はコメントを出さなかった。

訴訟参加人の関西電力の話 本日の判決は国および当社の主張を裁判所に理解いただいた結果であると考えている。引き続き安全性、信頼性の向上に努め、運転保全に万全を期していく。

適切な規制行っていく

原子力規制委員会の話

引き続き福島第1原発事故を踏まえて策定された新規制基準への適合性審査を厳格に進めていくことにより適切な規制を行ってまいります。

日刊県民福井 2025/3/15

富 井

2025.3.15

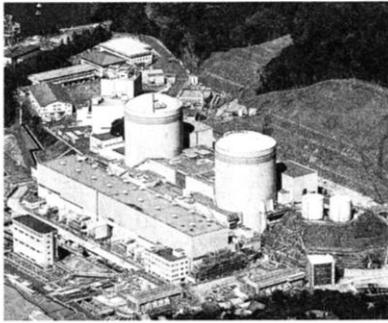
(第3種郵便物認可)

40年超運転 国民的議論欠けたまま 原発の利用世論割れる

40年超原発の危険性を訴えた住民の請求を全面的に退けた14日の名古屋地裁判決。地球温暖化対策を名目に原発回帰を進める政府の姿勢を追認した形だが、原発利用に世論の賛否は割れている。国民的な議論が欠けたまま、原発の長期利用に拍車がかかる。――(高橋雅人)

■風向き

「9年前は『勝てるぞ』という全国の期待を背負っていた。ここ数年は政府が原発を推進し、国民も福島事故を忘れたかのように」



⑤関西電力高浜原発の1号機と2号機 ⑥美浜原発3号機

高浜1、2号機を巡る提訴は2016年4月。その1カ月前には、大津地裁が3、4号機の運転を差し止める仮処分を出し、実際に停止していた。原子力規制委員会の再稼働審査に合格する原発が相次ぐ中、危険を訴える住民にとって司法はまさしく「最後のとりで」だった。

しかしその後、風向きは変わった。東京電力福島第1原発事故後、原発の運転差し止めを命じた判決や決定は9件。このうち現在も係争中の3件を除く6件は、上級審や異議審で覆った。大津地裁の決定は17年、関電大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた14年の福井

1974年	11月14日	高浜1が運転開始
75	11月14日	高浜2が運転開始
76	12月1日	美浜3が運転開始
2011	3月11日	東京電力福島第1原発事故
13	7月8日	「原則40年、最長60年」を規定した改正原子炉等規制法が施行
	4月14日	原告が高浜1、2の運転延長認可の差し止め求め、名古屋地裁に提訴
	20日	高浜1、2が規制委の新規制基準に適合
16	6月20日	規制委が高浜1、2の運転延長認可
	10月5日	美浜3が規制委の新規制基準に適合
	11月16日	規制委が美浜3の運転延長認可
	12月9日	原告が美浜3の運転延長認可の取り消し求め、名古屋地裁に提訴
21	6月23日	美浜3が10年ぶりに再稼働。運転40年超では初
	5月31日	60年超運転を可能にする「GX脱炭素電源法」が成立
23	7月28日	高浜1が12年ぶりに再稼働
	9月15日	高浜2が12年ぶりに再稼働
24	11月14日	高浜1が国内原発で初の稼働50年
25	3月14日	高浜1、2、美浜3ともに原告が敗訴

原発の運転期間と関西電力高浜原発1、2号機、美浜3号機を巡る動き

地裁判決は18年に、いずれも高裁で取り消された。

■隔たり

23年5月に成立し、今年6月に施行される改正電気事業法は、規制委による審査や司法判断による停止期間を運転期間から除外することで60年超の運転を可能とした。司法が一時的に運転を停止しても、原発の寿命は伸びるだけとなる。

政府は今年2月に閣議決

にはゼロ」が計62%に上り、「一定数維持」と「積極的に活用」は計36%だった。政府の姿勢と国民の意識にはなおも隔りがある。

■不公平

規制委の更田豊志前委員長は、脱原発を実現したドイツや原子力政策を国民投票で決めるスイスと比べ、「日本では真正面から議論してきていない」と指摘する。議論が難しい背景に挙げられるのが、地域間や世代間、社会の中の不公平。事故のリスクを背負うのは地方だが、作られた電気を使うのは都市部で、今の世代の判断が将来世代に影響する。社会の弱者の声は政府や経済界に届かないまま、事故で最も打撃を受ける。

ひとたび事故が起きれば広範囲に被害が及び、高レベル放射性廃棄物の処分が将来に積み残される問題もある。「いかに公平、公正な議論ができるか」と更田氏。国民の理解を得る丁寧な議論を経た上での政治判断が求められている。